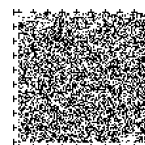
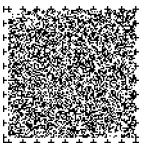


だい しょう
第1章

そう ろん
総論

- 1 けいかく さくてい
計画の策定にあたって
- 2 けいかくさくてい きほんてきじこう
計画策定の基本的事項
- 3 だい きけいかく しんちよくじょうきょう
第3期計画の進捗状況





1 計画の策定にあたって

1 計画の目的・性格

○この計画は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）第88条に基づく「市町村障害福祉計画」として定めるものです。障害者総合支援法の趣旨を踏まえ、障害のある方が、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標、必要なサービス量の見込み及びその確保方策について定めます。

※ 障害者総合支援法第88条

（市町村障害福祉計画）

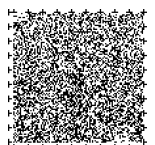
第88条 市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村障害福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に関する事項
- 二 各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込み
- 三 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項

3 市町村障害福祉計画においては、前項各号に掲げるもののほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。

- 一 前項第2号の指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策



二 前項第2号の指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援及び同項第3号の地域生活支援事業の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関、公共職業安定所その他の職業リハビリテーションの措置を実施する機関その他の関係機関との連携に関する事項

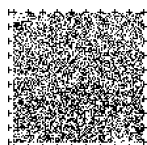
《第4項以下 略》

※ 障害者総合支援法の目的（第1条抜粋）

この法律は、障害者基本法の基本的な理念にのっとり、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、児童福祉法その他障害者及び障害児の福祉に関する法律と相まって、障害者及び障害児が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付、地域生活支援事業その他の支援を総合的に行い、もって障害者及び障害児の福祉の増進を図るとともに、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

○国の定める障害福祉計画の基本指針に即して策定します。

○市政運営の指導理念である「名古屋基本構想」の下、市政の基本的な方向性を示した「名古屋総合計画2018」や関連する個別計画との整合性を保ちながら策定します。



○本市の障害者施策に関する個別計画として位置づけている「名古屋市障害者基本計画（第3次）」を踏まえつつ、本計画はその中の障害福祉サービス等の提供体制に限定して策定するものです。

※「名古屋市障害者基本計画（第3次）」

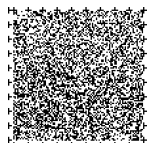
＜基本的な考え方＞

「障害のある人もない人もお互いに人格と個性を尊重し合いながら共に生きる地域社会」の実現

＜重点的に取り組むべき施策＞

- 1 障害を理由とする差別の解消を進めるとともに、アクセシビリティの向上と権利擁護の推進を図ります。
- 2 生涯を通じて安定した地域生活がおくれるよう、当事者主体の総合的な支援を進めます。
- 3 雇用・就業に関する支援を拡充します。
- 4 障害者を支援する人材の育成や確保を図ります。
- 5 地域における防災対策を推進します。

○新たな法制度の成立等により、本計画の内容が変更になる場合があります。



2 計画期間

○第4期計画の計画期間は、平成27年度から平成29年度までの3年間となります。

| | |
|------------------------------|--|
| <p>第1期計画 (平成18～20年度)</p> | <p>平成23年度を目標として、地域の実情に応じた 数値目標及び障害福祉サービスの見込量を設定。</p> |
| <p>第2期計画 (平成21～23年度)</p> | <p>第1期の実績を踏まえ、第2期障害福祉計画を作成。</p> |
| <p>第3期計画 (平成24～26年度)</p> | <p>障害者自立支援法の改正等を踏まえ、平成26年度 を目標として、第3期障害福祉計画を作成。</p> |
| <p>第4期計画 (平成27～29年度)</p> | <p>障害者総合支援法の施行等を踏まえ、平成29年度 を目標として、第4期障害福祉計画を作成。</p> |

3 計画の策定体制と市民意見の反映

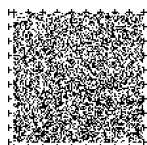
○障害福祉計画は、サービスを利用する障害者又は障害児（以下「障害者等」という。）のニーズを把握し、意見を反映させる必要があります。

○本市では計画策定に際して、「名古屋市障害者施策推進協議会」の下に専門部会を設け、計画の内容の検討を行いました。

この専門部会には、身体障害（肢体不自由、視覚障害、聴覚障害）、知的障害、精神障害の障害当事者をはじめ、障害者団体・障害福祉施設・学識経験者の方々に参加していただいたほか、オブザーバーとして障害者基幹相談支援センターの相談員にも協力いただき当事者、その家族や支援者の声を反映するよう努めました。また、計画の案の段階で、パブリックコメントにより市民の意見聴取を行いました。

○また、障害者等のニーズを把握し、その実態を踏まえた上で計画を作成する必要があることから、「名古屋市障害者基礎調査」、「名古屋市障害福祉サービス等の利用に関するアンケート調査」を実施しました。

（なお、調査結果の概要については、巻末に資料として掲載しています。）



2 計画策定の基本的事項

1 基本理念

(1) 障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援

障害者基本法にある「すべての国民が障害の有無に関わらず、等しく基本的な権利を享有するかけがえのない個人として尊重されるものである」との理念の下、障害のある人もない人もお互いに人格と個性を尊重し合いながら共に生きる地域社会を実現するため、障害者等の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、障害者等が必要とする障害福祉サービスその他の支援を総合的に受けつつ、その自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の整備を進めます。

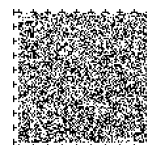
(2) 良質かつ適切なサービスの提供と障害種別を超えたサービスの充実

常にサービスを受ける方の立場に立った、良質かつ適切なサービスが提供されるよう、障害福祉サービス等の質の向上に努めます。

また、障害者総合支援法第4条に定める障害者等(身体障害・知的障害・精神障害(発達障害を含む)・一定範囲の難病)を対象とした、障害の種別によらない、多様なニーズに対応する障害福祉サービスの充実を図ります。

(3) 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続への支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

障害者等が希望する生活を選択できるよう、入所等(福祉施設への入所又は精神科病院への入院をいう。以下同じ。)から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援といった課題に対応したサービス提供体制を整え、障害者等の生活を地域で支えるシステムを実現するため、様々な関係機関との連携強化を図り、地域生活を支援するための拠点づくり、NPO等によるインフォーマルサービス(ボランティアなど法律や制度に基づかない形で提供されるサービスをいう。)の提供等、地域の社会資源を最大限に活用し、提供体制の整備を進めるとともに、障害者等やその家族の高齢化、重度化を見据え、地域生活を支援する体制の一層の充実を図ります。



2 障害福祉サービスの提供体制に関する基本的な考え方

(1) 必要な訪問系サービスや日中活動系サービスを保障

訪問系サービスの充実を図り、希望する障害者等に必要な訪問系サービスや日中活動系サービスを保障します。

(2) グループホーム等の充実を図り、入所等から地域生活への移行を推進

地域における居住の場としてのグループホームの充実を図るとともに、自立訓練事業等の推進により、入所等から地域生活への移行を進めます。

(3) 福祉施設から一般企業などへの就労移行等を推進

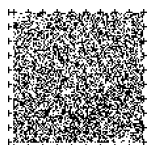
就労移行支援事業等の推進により、障害者の福祉施設から一般企業などへの就労移行を進めるとともに、一般就労した障害者に対し就労定着に向けて継続した支援を図っていきます。また、就労支援を担う事業所の質の向上や企業開拓を進め、雇用の場の拡大を図っていきます。

(4) 相談支援の提供体制の充実

平成26年度末時点において障害福祉サービス等支給決定者のほぼ全員に対して計画作成ができる状況となっておりますが、今後は計画相談支援の質の向上を図ります。また、基本相談支援及び地域移行支援の一層の促進に向けて相談支援事業所の充実に努めていきます。

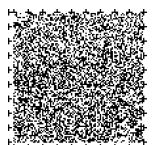
(5) 地域生活支援の充実

障害のある方が、障害のない方と等しく、自らの意思に基づき自立した生活を営み、地域で共生していけるよう、必要なサービス提供基盤を充実するとともに、障害のある方の特性に合ったわかりやすい情報提供や、意思疎通のための手段の確保などの合理的な配慮が図られるよう努めていきます。



3 障害児支援の提供体制に関する基本的な考え方

子ども・子育て支援法に定める「子ども・子育て支援の内容及び水準は、全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものでなければならない」との基本理念の下、教育、保育等の関係機関とも連携を図った上で、障害児及びその家族に対して、成長発達に即した支援、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を身近な場所で提供する体制の整備に努めるとともに、事業所の質の向上を図ります。また、成人された後も必要な支援や効果的な支援が途切れることがないよう、教育機関等の関係機関と連携をとりながら移行が円滑に進む体制を整えていきます。



3 第3期計画の進捗状況

1 施設入所者の地域生活への移行

平成17年度の施設入所者数1,370人のうち、平成26年度末までに地域移行する累計目標数410人に対して、平成25年度までの地域移行者の累計は227人（進捗率：55.4%）となっており、目標を大きく下回っていますが、これは、行政から福祉施設関係者等への地域生活移行を促進するための働きかけや地域におけるサービス提供基盤が十分でないことが要因としてあげられます。

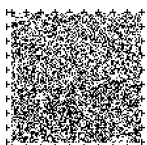
施設入所者の減少については、目標とする施設入所者数1,220人に対して、平成25年度末の施設入所者数は1,168人となっており、毎年、施設入所者数が微減している状況から、平成26年度末には目標は達成可能であると見込まれます。

○地域生活への移行状況

(単位：人)

| 区分 | 自宅 | グループホーム・ケアホーム | 福祉ホーム | アパート等 | 合計 |
|--------|-----|---------------|-------|-------|------|
| 第1期計画 | 28 | 57 | 33 | 9 | 127 |
| 第2期計画 | 13 | 33 | 12 | 6 | 64 |
| 第3期計画 | 6 | 28 | 1 | 1 | 36 |
| (24年度) | (4) | (12) | (1) | (1) | (18) |
| (25年度) | (2) | (16) | (0) | (0) | (18) |
| 合計 | 47 | 118 | 46 | 16 | 227 |

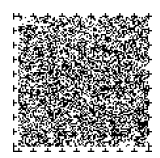
※第3期計画は、平成24・25年度の実績



○施設入所者数

(単位：人)

| 区 分 | 身体障害者入所療護施設 | 身体障害者入所授産施設 | 身体障害者入所更生施設 | 知的障害者入所更生施設 | 知的障害者入所授産施設 | 障害者支援施設 | 計 |
|------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|---------|-------|
| 23年度 | 23 | 1 | 0 | 286 | 0 | 907 | 1,217 |
| 24年度 | | | | | | 1,192 | 1,192 |
| 25年度 | | | | | | 1,168 | 1,168 |



2 入院中の精神障害者の地域生活への移行

平成24年度から平成26年度末までに地域移行する退院可能精神障害者(地域への受け入れ条件が整えば退院可能な、いわゆる「社会的入院」をしている精神障害者)の目標数270人に対して、平成25年度までの地域移行者の累計は144人(進捗率:53.3%)となっており、目標を達成するためにはより一層の移行促進が必要な状況です。

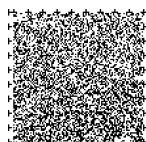
地域生活への移行に含めていない高齢者関係施設を退院先とされる方が増加していることが一つの要因と考えられます。高齢の在院患者が増加していることも踏まえ、個人の状況に応じた退院先の選択や確保が必要であると考えられます。

○地域生活への移行状況

(単位:人)

| 区分 | 自宅 | グループホーム・ケアホーム | 福祉ホーム | アパート等 | 合計 |
|--------|------|---------------|-------|-------|------|
| 第1期計画 | 107 | 19 | 5 | 50 | 181 |
| 第2期計画 | 134 | 29 | 8 | 56 | 227 |
| 第3期計画 | 110 | 21 | 0 | 13 | 144 |
| (24年度) | (44) | (7) | (0) | (4) | (55) |
| (25年度) | (66) | (14) | (0) | (9) | (89) |
| 合計 | 351 | 69 | 13 | 119 | 552 |

※第1期計画は平成19・20年度の実績、第3期計画は平成24・25年度の実績

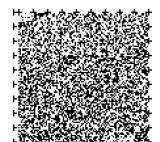


ざいいん き かん ねん い じょう たいいん か のうせいしんしょうがいしゃ たいいんじょうきょう
 ○在院期間1年以上の退院可能精神障害者の退院状況

(単位：人)

| く ぶん 区 分 | ち いき せい かつ 地 域 生 活 へ い 移 こ う 行 | た たいいんさき そ の 他 の 退 院 先 | | | けい 計 |
|------------------------|--------------------------------------|--|--|-------------------------|-------|
| | | こう れい しゃ 高 齢 者 かん けい し せつ 関 係 施 設 | ち てきしょうがい 知 的 障 害 しゃ し せつ 者 施 設 | てん いん 転 院 ・ 死 亡 等 | |
| だい き けいかく 第 1 期 計 画 | 181 | 48 | 4 | 46 | 279 |
| だい き けいかく 第 2 期 計 画 | 227 | 111 | 1 | 62 | 401 |
| だい き けいかく 第 3 期 計 画 | 144 | 107 | 0 | 73 | 324 |
| (ねん 度) (24 年 度) | (55) | (52) | (0) | (29) | (136) |
| (ねん 度) (25 年 度) | (89) | (55) | (0) | (44) | (188) |
| ごう けい 合 計 | 552 | 266 | 5 | 181 | 1,004 |

だい き けいかく へいせい ねん 度 じっせき だい き けいかく へいせい ねん 度 じっせき
 ※第1期計画は平成19・20年度の実績、第3期計画は平成24・25年度の実績



3 福祉施設から一般就労への移行

平成26年度に一般企業などへ就労移行する年度目標数240人に対して、就労移行支援事業所から一般就労への移行者を中心に、平成24年度の移行者は200人、平成25年度の移行者は220人と着実に増加しており、概ね順調に進んでいます。

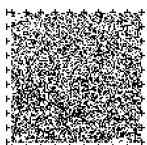
○平成25年度の移行者の状況 (単位：人)

| 区分 | 就労前の状況 | | | | 合計 |
|-------|--------|----------|----------|-----|-----|
| | 就労移行支援 | 就労継続支援A型 | 就労継続支援B型 | その他 | |
| 身体障害者 | 22 | 5 | 3 | 2 | 32 |
| 知的障害者 | 59 | 2 | 5 | 1 | 67 |
| 精神障害者 | 74 | 19 | 10 | 17 | 120 |
| 難病患者 | 0 | 1 | 0 | 0 | 1 |
| 合計 | 155 | 27 | 18 | 20 | 220 |

4 地域生活支援の充実

居宅介護などの訪問系サービスについては、平成25年度の見込量270,000時間に対して、実績は264,038時間となっており、見込量と同程度で推移しています。

生活介護などの日中活動系サービスについては、概ね見込量と同程度か、又は見込量を上回って利用されています。特に就労継続支援A型については、平成25年度の見込量11,520人日に対して実績は23,942人日と、実績が見込量の約2倍



となっておりますが、これは、利用者を集めやすいなど参入のしやすさが一因になっていると考えられます。

居住系サービスのうち、グループホーム・ケアホームの利用者は、平成25年度の見込量1,310人に対して、実績は1,233人、市内住居数は、平成25年度の見込量290か所に対して、実績は263か所となっており、いずれも見込量を下回っています。

相談支援事業のうち、計画相談支援の実績は見込量を大幅に下回っているものの、平成26年度末時点において障害福祉サービス等支給決定者のほぼ全員に対して計画作成ができる状況となっております。また、地域相談支援の実績は見込量を大幅に下回っており、地域移行に向けて一層の取り組みが必要な状況です。

